

旭川市立神楽岡小学校
 学校長 宛て

情報機器借用申請書兼同意書

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない期間の家庭学習等に活用するために、情報機器を借用することについて、次のとおり申請します。

また、この申請に当たっては、以下の注意事項について同意します。

- 借用する機器は細心の注意をもって取り扱います。
- 借用期間終了後、速やかに借用機器を学校に返還します。
- 借用機器に変更を加えること、他に譲渡、転貸し（又貸し）、担保にすることはしません。
- 借用機器は、学習活動のみに使用します。
- 借用機器は、自宅外に持ち出しません（事情により親戚等が児童生徒を預かる場合を除く。）。
- 故意又は重大な過失により、借用機器を紛失・破損した場合又は盗難にあった場合は、原状回復するための費用を負担します。
- その他、【別紙】「情報機器借用についての注意事項」についてを守ります。

保護者記入欄（下記の太線の枠に御記入ください）

児童生徒 (使用者)	名 前		学年・組	____年____組
	名 前		学年・組	____年____組
	名 前		学年・組	____年____組
保護者 (管理者)	名 前			
借用申請 する機器	借用申請する機器の□の中に✓（チェック）を記入してください。 <input type="checkbox"/> タブレット端末と付属品（ケーブル・充電器） <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルータと付属品（ケーブル・充電器）			
自宅外で の使用	どちらかの□の中に✓（チェック）を記入してください。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			

※ この「情報機器借用申請書兼同意書」は、貸出のその都度、提出していただきます。

【別紙 1】 情報機器の貸出しをご希望される保護者の方へ

旭川市教育委員会

情報機器の貸出しについて

1 貸出しを受けられる情報機器について

貸出しをする情報機器は、次のとおりです。

- (1) タブレット端末（児童が学習で使用している iPad）と付属品（ケーブル・充電器）
- (2) モバイル Wi-Fi（ワイファイ）ルータと付属品（ケーブル・充電器）

～タブレット端末を使用する際、ご家庭に Wi-Fi（ワイファイ）（※）環境がない場合に貸出しをします～

※Wi-Fi（ワイファイ）とは、パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機などを無線（ワイヤレス）でネットワーク接続する技術のことです。Wi-Fi（ワイファイ）環境がある場合には、ご家庭又はマンションなどに Wi-Fi（ワイファイ）ルータ（「ルーター」ともいう）という機械が設置されています。

2 貸出しの条件について

感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業又は出席停止等により、やむを得ず学校に登校できないときに、保護者が家庭学習のために貸出しを希望する場合に、タブレット端末と付属品（ケーブル・充電器）の貸出しを行います。

また、タブレット端末と付属品の貸出しをするときに、ご家庭に Wi-Fi（ワイファイ）環境がない場合には、モバイル Wi-Fi（ワイファイ）ルータと付属品（ケーブル・充電器）を合わせて貸出しします。

3 貸出期間について

貸出期間は学校があらかじめ定めた期間とします。

貸出しするタブレット端末は、お子様が普段学校で使用しているものであり、再び学校で使用する必要がありますので、貸出期間終了後は速やかに返還してください。

また、モバイル Wi-Fi（ワイファイ）ルータと付属品については、連続して 30 日までとします。事情により、30 日を超えて貸出しをご希望される場合は、改めて貸出し申請の手続きをしていただきますので御了承ください。

なお、返還の際には、保護者の方がご来校いただきますようお願いいたします。

4 貸出台数について

タブレット端末と付属品はお子様 1 人につき 1 台とします。

モバイル Wi-Fi（ワイファイ）ルータにつきましては、原則として 1 世帯に 1 台とします。中学生の兄弟が同時期に貸出しを希望する際には、中学校からの貸出し、小学校のお子さんのおみの貸出しを希望する場合は、小学校で貸出しとなります。

（裏面に続きます）

5 貸出費用について

貸出しは無料になります。

ただし、ご家庭で機器を使用する際の充電費用や、ご家庭のWi-Fi（ワイファイ）を使用する場合の通信費は、ご家庭でご負担をお願いします。

また、タブレット端末には有害サイトをブロックするフィルタリング（※）をしていますが、万が一、貸出機器を学習活動以外で使用したことにより何らかの費用が発生した場合には、保護者にご負担いただきますので、適切な使用をしていただきますようお願いいたします。

※フィルタリングとは、インターネットのウェブページを一定の基準で判別して、アダルト・暴力・ドラッグなどの有害情報を閲覧できないように遮断する仕組みのことです。

6 貸出手続きについて

- 1 申請書兼同意書の提出してください。
- 2 実際に貸出しを希望するとき、学校に連絡してください。
- 3 学校から貸出しについての連絡を受け、学校から伝えられた日時に保護者が学校で手続きしてください。

手続きの内容は、

- ①学校から注意事項などの説明を受ける。
- ②書類にお名前などをご記入いただく。
- ③貸出機器を受け取る。

になります。

なお、事情により保護者が学校へ行くことが難しい場合は、学校に相談をしてください。

7 モバイルWi-Fi（ワイファイ）ルータの使用について

モバイルWi-Fi（ワイファイ）ルータは、一定のデータ容量を使用するとそれ以上の使用ができなくなりますので、学習活動以外では使用しないでください。

データ容量を使い切った場合は、学校に連絡をしてください。

8 貸出した機器による損害、損傷等について

貸出した機器により、児童生徒又はご家族、第三者などが負った何らかの損害、損傷等に対して学校や教育委員会は責任を負いませんので、予めご了承ください。

情報機器借用についての注意事項

【別紙2】「情報機器借用についての注意事項」の内容を読んでいただき、守っていただきますようお願いいたします。

【別紙2】 情報機器借用についての注意事項

借用機器の使用や取扱いなどにつきましては、次の点にご注意ください。

機器の使い方について

- 使用に関しては、保護者の責任の下での使用を認めるもので、家庭学習に必要なアプリケーションの利用などの学校が指定した用途以外では使用しないこと。
- タブレット端末及びモバイルWi-Fiルータの設定や、使用するときに必要なパスワードを変更しないこと。また、知り得た設定内容や、パスワードを他の人に教えたり、公開をしないこと。
- USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を行わないこと。
- 学校から指示のないファイルのダウンロードを行わないこと。
- 学習に関係のないサイトの閲覧や利用、書き込み、写真・動画の配信を行わないこと。
- 他人のIDの不正利用や、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（掲示板への投稿等）などを行わないこと。
- 長時間の利用をしないなど、健康面に配慮すること。

機器の取扱いについて

- 充電状態をこまめに確認し、必要に応じて自宅で充電すること。
- 不具合が生じた場合、速やかに学校へ報告すること。また、故障と判断しても無断で修理しないこと。
- 破損・紛失・盗難がないよう丁寧に扱うこと。特に液晶画面は破損しやすいため、押したり、上に物を置いたりしないこと。また、コード類の断線などが起こらないように扱うこと。
なお、次に示すような故意又は重大な過失により破損・紛失・盗難があった場合には、保護者の方に原状回復をお願いすることがあること。
 - ・ 機器を投げて、破損した。
 - ・ 屋外で使用して、置き忘れて紛失した。
 - ・ 旅行に持って行き、盗難にあった。
- 誤って踏んだり落下させる可能性がある場所には置かないこと。
- 近くで飲食をしないこと。また、近くに食べ物や飲み物を置かないこと。

その他の注意事項

- 借用期間終了後は、速やかに借用機器を学校に返還すること。
- 借用機器に変更を加えたり、他に譲渡、転貸し（又貸し）、担保にしないこと。
- 借用機器は、学習活動のみに使用すること。
- 借用機器は、自宅外に持ち出さないこと（事情により親戚の方などにお子様を預ける場合は、学校に相談すること）。